

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県市原市五井9093番地3
氏名 みどり産業株式会社
代表取締役 津根 頼行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けたものであることを証する。

令和4年4月1日

酒々井町長 小坂 泰久

複写無効

- 許可番号 酒廃第7号
- 許可期間 自 令和4年4月 1日
至 令和6年3月31日
- 業 種 一般廃棄物収集運搬業(ごみ)
- 許可条件
裏面に記載
- 許可の取消
関係法令、酒々井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則に違反したとき。
許可条件が遵守されていないと認められるとき。

(許可条件)

- (1) 関係法令、酒々井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則を遵守すること。
- (2) 酒々井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則に基づく申請及び届出は、提出期限を遵守すること。
- (3) 料金については、適正な価格で徴収すること。
- (4) 収集区域は、酒々井町内とする。
なお、許可期間中に取引先の追加又は廃止があった場合は、その都度取引先一覧表を提出すること。
- (5) 町より協力の依頼があった場合は、速やかに応じること。
- (6) 車両の点検に努め、整備不良がないようにすること。
また、交通法規を遵守し、安全運行を励行すること。
- (7) 回収した廃棄物は、佐倉市、酒々井町清掃組合に搬入すること。
なお、回収した廃棄物は、佐倉市回収分と混在させないこと。
また、搬入する際には、決められた進入経路を走行すること。
- (8) 住民より粗大ごみ等の収集依頼があった場合は、適切に対応すること。